

令和7年度 八木原小学校いじめ防止基本方針

令和7年2月 一部改訂

(1) 基本理念について

①いじめの定義「いじめ防止対策推進法」(第2条)より

第二条 この法律において、「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるように、いじめ防止等の対策を行う。

基本姿勢としては、次の6つとする。

- (ア) いじめを許さない、見過ごさない、暴言・暴力は排除するという教師の毅然とした指導により、いじめの根絶に向けた雰囲気作りに努める。
- (イ) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (ウ) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート、個人面談等様々な手段を講じる。
- (エ) いじめの早期解決のために、当該児童及び助けようとした児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- (オ) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- (カ) いじめを発見した際は正確で丁寧な説明をして、隠蔽や虚偽は行わない。

③ネット上のいじめに関する基本的な考え

近年、児童が携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は急激に増加してきており、子どもたちに多大な影響を与えている。

こうした中で、携帯電話やスマートフォン等（以下携帯端末）でSNSを利用し特定の子どもに対する誹謗・中傷を書き込み、本人または不特定多数の携帯端末に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』が深刻化している。

そこで、これまでの「いじめの定義」と合わせ、ネット上のいじめの特徴についても教職員がしっかりと理解し、対応に臨む必要がある。

『ネット上のいじめ』に関しては、

- (ア) 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること。
- (イ) ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなること。
- (ウ) 子どもたちが利用する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること。
- (エ) 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること。

などの点が主に指摘されており、全教職員が子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に認識した上で、情報モラルについて子どもたちにしっかりと教え、『ネット上のいじめ』の未然防止・早期発見・早期対応等に努める。

④いじめのメカニズム

いじめるという手段を使い、支配という目的を達成する。妬み・恨み・憎しみが三要素である。

- (ア) いじめによる達成感や快感、ストレス発散、ヒーロー意識も起きてしまう。
- (イ) 排除する気持ちや、他への恐怖感から起こすこともある。
- (ウ) いじめられる側にも自分を卑下したり、自分が悪いと考えたりしてしまうことが多い。
- (エ) 教師に告知することにより、より悪化することを恐れるために申告しない場合が多い。
- (オ) 口封じのために脅されたりして、発覚しないように脅迫されることもある。

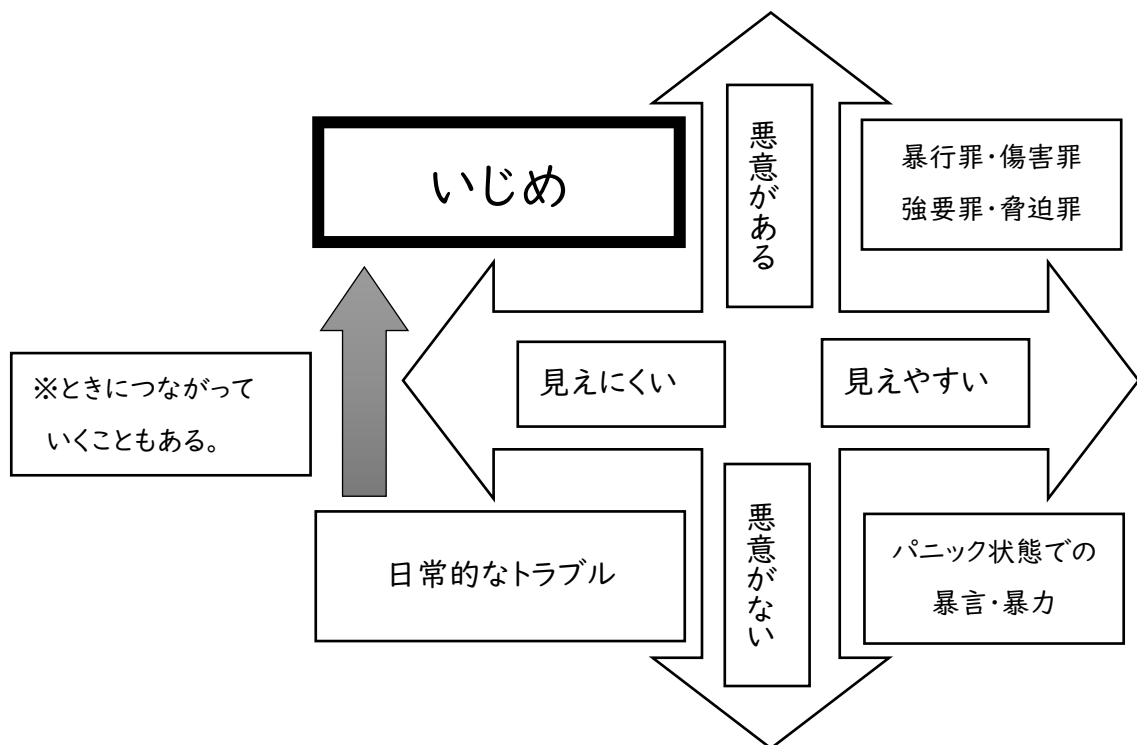
⑤いじめの4層構造

- (ア) 被害者（いじめられる当事者）
- (イ) 加害者（いじている当事者）
- (ウ) 観衆（周囲ではやし立てたり、面白がったりして見ている者）
- (エ) 傍観者（見ていない振りをして、関わらないようにしている者）

いじめの継続や拡大には、いじめる者といじめられる者以外に、「観衆」や「傍観者」の者が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。いじめの未然防止及び再発防止には「観衆」「傍観者」の変容を促し、いじめを食い止める者としての意識を育むことが重要である。

⑥加害行為の捉え方

多くのいじめは、加害者の内面の不安定さから発する加害行為である。



(2) いじめ防止等への組織的な対策について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。開催した際には、議事録や児童生徒への支援・指導を行った際の記録を作成し、3年間保管する。（重大事態については5年間）

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談（人権教育）担当、養護教諭、関係児童担任（学級及び学年等）、特別支援教育コーディネーター、（市教育委員会指導主事）※必要に応じて参加とする。

【学校いじめ対策組織】

構成員	主な役割
校長・教頭	・学校基本方針を提示、組織が機能するようリーダーシップを発揮。 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成。 ・学校だよりや学校の Web ページ等で、学校はいじめ防止等に取り組むについて情報発信。 ・「いじめ防止対策推進委員会」での助言等。
教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理。
生徒指導主任	・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、共通理解。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録。 ・関係機関との連携・調整。 ・生徒指導部会の実施。 ・「いじめ防止対策推進委員会」の開催、運営。
教育相談担当 (人権教育担当)	・教育相談実施状況報告。 ・気になる生徒への対応の提案。 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整。
養護教諭	・保健室における相談状況等報告。 ・保健室の活用についての提案。
関係児童担任 (学級及び学年等)	・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告。 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告。 ・「いじめ防止対策推進委員会」での、情報の収集・周知。
特別支援 コーディネーター	・加害、被害生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント。

【活 動】

- (ア) いじめ事案に対する早期対応に関すること
- (イ) いじめ防止に関すること
- (ウ) いじめの早期発見に関する手立て(アンケート調査、教育相談等)
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響等について児童の理解を深めること
- (オ) いじめが起きにくい環境の醸成について
- (カ) いじめ防止に関する職員研修の実施について
- (キ) いじめ防止基本方針の見直し

(3) いじめの未然防止について

全校集会や学級活動での指導を通して、暴言や暴力を許さず、児童一人一人が認められ、互いに相手のことを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、いじめの重大性について考えさせるとともに、いじめを認知した場合に傍観者とならず、周りに報告・相談したり、止めさせるための行動を起こしたりするなど、いじめを防止するために勇気を持って主体的に行動できる児童を育成するための取組を推進する。

保護者に対しても、学級懇談会や個人面談、学校便りの配付、ホームページへの掲載などをとおして、本校でのいじめ防止の取組について周知を図る。また、教師は自身の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰が、いじめを助長することを踏まえた上で、児童の立場に寄り添って指導にあたる。

学習指導の際は常にわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、「自己肯定感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりに努める。また、道徳科等を中心に、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」活動を通して命の大切さや他者への思いやり、相互差違への理解、情報モラルについての指導を計画的・組織的に行うとともに、すべての児童に規範意識が身につくように、教職員が共通認識のもと、指導を行う。

配慮が必要な児童(発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童、長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童等)についてはその特性を理解し、差別や偏見を生じさせないように、職員全員が情報共有をする。

そして、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもち、児童がいじめへの対処

を理解し行動できるように、教育活動全体を通して指導する。

①生徒指導の機能を生かした学習活動

- (ア) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」が展開されるよう研修等を通して指導方法の工夫改善を図る。
- (イ) 学び合う授業を通して、児童が互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を身に付けさせる。
- (ウ) 児童自らが問題を解決したり、話し合い活動を充実させたりすることで、学年・学級の所属感を高め、自己有用感をもたせる。
- (エ) インターネットの使用方法について指導を行う際に、適切な方法・言動を用いることや、情報の正確性や犯罪の加害者・被害者とならないようにリスク等についても指導する。
- (オ) 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実により、成就感をもたせる。
- (カ) 児童が主体的に学習に取り組めるよう自主学習の奨励により、達成感を味わわせる。
- (キ) 児童が自ら考え、判断し、表現する授業を展開することにより、自己決定の場を与え、自己有用感を高める。
- (ク) 過度な競争をさせ、児童のストレスを高めるような指導は行わないことを教職員全員で共通理解する。

②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- (ア) 「いじめ0宣言」「いじめ撲滅キャンペーン」等、児童会での主体的な活動を行う。
- (イ) 発達段階に応じた「いのちを大切にするキャンペーン(イエローリボンキャンペーン)」の積極的な取組を進める。
- (ウ) 人権週間の際、各学級で人権を意識した道徳・学級活動・読書活動等を実施する。
- (エ) 道徳教育においては県の施策「『いのち』のつながりと輝き」をふまえ、考え・議論する授業が展開されるように指導方法の工夫と改善に努める。
- (オ) 学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険性や情報モラルの指導を行う。
- (カ) いじめの特性を理解し、品位と魅力あふれる教職員育成のための研修の充実を図る。
- (キ) 無言清掃、適切な服装、授業前着席、呼名後の返事等により、規範意識を高め、安全・安心して生活できる集団づくりについての指導をする。
- (ク) いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を推進する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

- (ア) 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科等における体験活動を推進する。
- (イ) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施をとおして、良好な人間関係作りに必要なコミュニケーション能力の育成を図る。
- (ウ) 縦割り班活動を中心とした異学年交流の充実を推進する。
- (エ) 校内外全てにおいて、関わる人へ積極的にあいさつをすることを推進する。
- (オ) 奉仕活動や地域での様々な活動への参加を奨励する。

(4) いじめの早期発見

いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

①いじめの状況把握のための定期的なアンケート調査

- (ア) 市教育委員会指定のいじめアンケートを定められた期間に実施する。(6月、9月、11月)なお、管理・保存についても適切に行う。(保管は書庫にて3年間、重大事態については5年間行う。)
- (イ) 教育相談期間(学期1回)の時、教育相談アンケートをもとにして面談を行い、子どもたちの様子や思いをつかみ、実態を把握する。また、その都度担任以外でも日常に相談できる教師がいるということを積極的に周知する。
- (ウ) 学校生活アンケート実施後、必要に応じて児童と面談を行う。(5月～2月)

②児童の様子を観察

- (ア) 担任は個人面談を実施したり、休み時間や放課後、日記等などを利用したりして、情報を収集し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。
- (イ) いじめの情報が得られた際、内容を報告した児童が不利益な立場になることがなく学校生活を送ることができるよう配慮をする。

- (ウ) 児童の様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、早期解決を図る。
- (エ) 担任は服装などの汚れや乱れや、持ち物の増減、友人関係、欠席状況等に気を配る。

生徒指導上の問題といじめとの関連を十分に考慮する

- ①家のお金を持ち出して金品をおごる
⇒おごらないと仲間に入れてもらえない疎外感
- ②万引き行為の発覚
⇒誘われたら断り切れない友達の間での力関係
- ③登下校中のトラブル
⇒地域内での複数年にわたる関係の悪化
- ④タブレットを活用した授業でのトラブル
⇒SNS等学校外でのトラブル発覚のきっかけ

新たないじめの発生への危機意識を持つ

- ①新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷、差別や偏見
- ②長期欠席・登校渋り者への誹謗中傷
- ③集団不適応の児童、発達等課題のある児童への心ない言動等

③保護者への働きかけ

- (ア) いじめがあった場合の児童の変化を保護者に示し、保護者が学校に相談する等の啓発活動を行う。いじめに関する連絡は、電話または家庭訪問で直接保護者と話す。
- (イ) 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表し、校内外の相談窓口を紹介する。
- (ウ) 市教育委員会指定のいじめアンケートを年に一度実施する。(11月予定)

(5) いじめの相談・通報

“児童がいじめに係る相談を安心して行うことができるようにする。”

①相談窓口の設置

- (ア) 校内に相談窓口(養護教諭・人権教育担当・生徒指導主任・教頭)を設置し、学級指導及び廊下掲示等で周知する。また、相談ポストを教育相談室前に設置する。(担当:養護教諭・教頭)
- (イ) 相談窓口では、何でも相談できる雰囲気を普段から作っておく。
- (ウ) 周りに知られることを心配し、学校で相談をすることが難しい場合は、保護者・本人の了承のもと、複数の教員で家庭訪問を行い、状況を確認する。
- (エ) 外部相談機関を児童や保護者にも周知する。
四街道市教育委員会、青少年育成センター、子育て支援課、スクールカウンセラー
子どもと親のサポートセンター、いのちの電話、警察等(P.9相談機関等一覧参照)

②いじめの通報

- (ア) 観衆・傍観者の立場にいる場合もいじめているのと同様であることを指導する。
- (イ) 傍観する児童に、いじめを受けた児童の苦しみを理解させる。
- (ウ) 学校や家庭では、なかなか話すことができない状況であれば、外部機関のいじめ問題相談窓口を利用することを児童及び保護者に知らせておく。
- (エ) いじめを通報することは、恥ずかしいことではないことを指導し、通報したことにより自身が危害を受けることがないようにすることを伝える。

(6) いじめを認知した場合の対応

いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。その際、どんな理由があってもいじめを受けた児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。また、対応が不要であると個人で判断せずに、すべて学校いじめ対策組織に報告・相談する。事実関係の把握、いじめの認知は校内いじめ対策組織で行う。

①いじめの早期対応

- (ア) いじめを受けた児童や周辺(いじめを行った児童・状況を知る他の児童・被害児童の保護者等)からの聴き取りを重視する。聴き取りは、複数での対応を基本とする。
⇒担任と学年主任、または生徒指導主任や人権教育担当
⇒養護教諭と教頭または教務主任

- (イ) いじめを受けた児童の身体的・精神的・財産に関する被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。
- (ウ) いじめを受けた児童のつらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。
- (エ) 速やかに「いじめ防止対策推進委員会」を開き、関係児童のプライバシーに留意して対応を協議するとともに、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するための対処プランを策定し、実行していく。
- (オ) いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。指導の際は、複数の教員であたるようにする。
- (カ) 学級担任だけでなく、校長以下全ての教員が協力し、被害が継続しない体制を整える。
- (キ) いじめの原因や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ② いじめに関する情報の共有
 - (ア) 認知者や聞き取りを行った職員が確認し、全職員が共有できるように記録を残す。

①いつ ②どこで ③だれが ④だれに ⑤何をされた
 ⑥発覚したきっかけ ⑦聞き取りを行った相手
- ③ 家庭や地域、関係機関との連携した取組
 - (ア) いじめの事実が確認された場合は、被害・加害の双方の保護者に対して面談による連絡を基本とする。また、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童・いじめを行った児童、両方の保護者に適切に提供する。
 - (イ) 「いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるときに、早急にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。
 - (ウ) いじめの状況と今後の対応について、市教育委員会に報告をする。
 - (エ) 警察への通報など外部相談機関と連携をとる。

(7) 指導について

- (ア) いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を全職員が情報を共有し、継続的に行う。
- (イ) いじめを受けた児童の精神的・肉体的な苦しみを理解させ、いじめを行った児童が、二度と同じ行為を繰り返さないように指導する。その際、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持ち、どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いということ、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを助言する。
- (ウ) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取り組みだけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組んでいく。
- (エ) 財産に関わるものは返還させ、ネット上の問題は現状の改善を図らせる。また、いじめを行った児童の保護者に対しても指導の内容と今後の様子を見守っていくことを伝え、家庭内でも話し合ってもらうように助言する。
- (オ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うようにする。その際、職員室にいる教員を中心に、学習指導を担当する職員として配置する。
- (カ) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者への支援を行うために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を適切に図る。
- (キ) 観衆・傍観者の立場にいる児童には、いじめに加担していることと同じであることを考えさせ、いじめを受けた児童の苦しみを理解させる。(学年集会等)
- (ク) いじめを当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題としてとらえ、以下の手立てにより、いじめの観衆・傍観者からいじめを防止する児童への変容を促す。

- ①「いじめは決して許されない行為」という願い・姿勢を学級・学年・学校全体に示す機会を多くする。(集会、道徳の授業や学級活動等)
 - ②見て見ないふり、はやし立てる行為等も、いじめを肯定していることを全児童に理解させる。
 - ③いじめを訴えることは、条例にも定められた、正義に基づいた勇気ある行動であることを話し、訴えた者の立場を必ず守ることを約束する。
 - ④いじめがあった場合の指導については、複数の教職員(学年・生徒指導及び人権担当)であたることを原則とし、その姿勢により、「いじめは決して許されない行為」であることを児童に示すようにする。

(8) 重大事態への対処について(第28条1項1号, 2号より抜粋)

以下の条件が1つでも発生したとき、重大事態と認定する。

- ① 児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾病を発症した場合
 - ② 相当の期間(年間30日以上を目安として)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- *児童や保護者から申し出があった場合は、重大事態が発生しているものとして対応する。

*重大事態と認定した場合、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生したら、認知者はその場の適切な処置(被害者の安全確保とケア)をとるとともに、管理職に連絡する。
- (イ) 管理職は重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (ウ) 管理職は教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(学校いじめ対策組織)を設置する。(第三者を含める)
- (エ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (オ) 管理職は警察への通報等、関係機関と連携する。
- (カ) 事実・対応・結果等を文書で報告を行う。
- (キ) 調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月策定)により適切に実施する。

(9) いじめの再発防止について

以下の条件が整ったとき、いじめが解消したと判断する。

【文科省「いじめ防止等のための基本的な方針」より】

- ① いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続している
- ② 被害者本人や保護者等への面談により、被害者が心身の苦痛を受けていないことを確認した場合

- (ア) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を全職員が情報を共有し、継続的に行う。また、「いじめ防止対策推進委員会」でも現状を把握し、継続して対応を協議する。(少なくとも3ヶ月)
- (イ) いじめを受けた児童も、いじめを行った児童にもスクールカウンセラーや子どもと親の相談員等の関係機関と連携し、心のケアを行う。
- (ウ) 日記、会話、チャンス相談、教育相談などで生徒に積極的に関わり、信頼関係を築く。
- (エ) いじめを受けた児童、いじめを行った児童の良さを見つけ、全職員が肯定的に関わりながら所属感や存在感を高める。

(10) 公表・点検・評価等について

*いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うようにする。

- (ア) 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。また、学校いじめ防止基本方針の簡易版を保護者に配付する。
- (イ) 学校評価に、学校いじめ防止基本方針に示されたいじめの早期発見に関する取組、再発を防止する取組に関する項目を加え、いじめに関しての調査や分析を行い、適正に自校の取組を評価する。その上で、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。
- (ウ) 職員、学校関係者、保護者・児童に対するいじめ問題への取組に対しての評価やいじめアンケートをもとに、年度末(2月)にいじめ防止対策推進委員会を中心に学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

(11) 職員のいじめ防止に関わる取組について

- (ア) 年度初めの職員会議で、職員全体で本方針の内容といじめについての対応について共通理解を図る。また、年間を通して「いじめ防止について」「道徳の授業」「情報モラル」に関する職員研修を行い、知識や指導力の向上を図る。
- (イ) 毎月、生徒指導部会を開き、児童の様子の変化を共有し、変化がみられる場合には職員全体で指導にあたっていく。
- (ウ) 年度末の生徒指導部会でいじめに関する調査をもとに分析・考察を行い、次年度に向けて改善を図る。
- (エ) 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰が、いじめを助長することを理解する。

(12) いじめ防止に関わる取組 年間指導計画

月	取 組 内 容	
	児童（保護者）に関わること	職員に関わること
4月	・いじめ防止基本方針のHPでの公表 ・いじめ防止基本方針の簡易版の配付 ・SOS の出し方教育	・いじめ防止基本方針についての共通理解 ・生徒指導部会
5月		・職員研修（いじめ防止対策等）
6月	・「命を大切に作るキャンペーン（イエローリボンキャンペーン）」（6月中旬～7月末まで） ・いじめ撲滅キャンペーン・アンケート①（児童対象） ・教育相談	
7月	・学校生活アンケート	・職員研修（道徳）
8月		・職員研修（情報モラル）
9月	・学校生活アンケート	
10月		
11月	・いじめ撲滅キャンペーン・アンケート②（児童・保護者対象） ・教育相談 ・学校生活アンケート	・職員研修（SDGs・人権）
12月	・学校生活アンケート	
1月	・教育相談	・次年度のいじめ防止基本方針の作成
2月	・いじめ撲滅キャンペーン・アンケート③（児童対象）	
3月		・情報の次年度への引き継ぎ
適宜	・道徳の授業 ・学年集会 ・ピアサポート（年間4時間実施）	・いじめ防止推進対策委員会 ・職員会議の中で児童の情報共有の場を設ける

(13) 生徒指導 関係市内相談機関等一覧

所属(課)	電話(受付時間)	相談内容・関連業務	備 考
指導課	424-8925 (9:00~17:00)	教育一般 発達相談 《特別支援教育に関する相談》	四街道市巡回相談員 (要予約)
青少年育成センター	421-7867 423-0066 (9:00~17:00)	教育一般 相談専用フリーダイヤル 0120-423-006	
スクールソーシャルワーカーによる相談	421-7867	子どもの置かれている環境 に働きかけ解決を図る	スクールソーシャル ワーカー(要予約)
学校教育相談室 「ルームよつば」	422-8729 (9:00~16:00)	長欠・不登校問題	四街道市長期欠席 児童生徒指導5名
四街道中相談室 (カウンセラー)	433-2300 (10:00 ~ 16:30)	心の問題等	スクールカウンセラー
旭中相談室 (カウンセラー)	432-8621 (13:30 ~ 15:00)	心の問題等	スクールカウンセラー
四街道北中相談室 (カウンセラー)	422-5220 (10:00 ~ 17:00)	心の問題等	スクールカウンセラー
四街道西中相談室 (カウンセラー)	421-2578 (10:30 ~ 17:00)	心の問題等	スクールカウンセラー
千代田中相談室 (カウンセラー)	423-4611 (11:00 ~ 17:30)	心の問題等	スクールカウンセラー
中央小・和良比小相談室 (カウンセラー)	424-8925 (9:00~17:00)	心の問題等	スクールカウンセラー 中央小・和良比小
子育て支援課	421-6124 (9:00~17:00)	子育て・生活一般 母子家庭・DV相談	家庭児童相談室 423-0783 (9:00~17:00)
健康増進課	421-5100 (9:00~17:00)	子育て電話相談 親子カウンセリング ことばの発達相談	乳幼児が中心。兄弟関係 があれば関わる事が可 能。家庭訪問を実施。

【その他】

四街道警察	432-0110
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター 電話相談窓口	0120-415-446
よりそいホットライン	0120-279-338